

第2期柏市ひとり親家庭等自立促進計画の策定に向けて

1 趣旨

市では、母子及び寡婦等の生活の安定と向上を目的に、第1期「柏市母子家庭等自立促進計画」を策定、施策を実施しました。

近年の社会経済環境の変化、地域コミュニティの希薄化などによる子育ての孤立感・負担感の増加、非正規雇用の増加などによる就労環境の変化など様々な社会環境の変化があり、ひとり親家庭等を取り巻く環境は依然として厳しい現状があります。

ひとり親世帯の相対的貧困率は50%を越えており、よりきめ細やかな就業支援、生活支援及び経済的支援などの各種施策を実行するため、ひとり親家庭等の自立支援を促進する第2期計画を策定するものです。

2 計画期間

第1期 平成22年度から平成26年度

第2期 平成27年度から平成31年度

3 計画の位置付け

母子及び寡婦福祉法第12条に規定する計画。

国では平成14年11月に母子家庭等に対する福祉サービスの展開と自立支援を目的とした「母子及び寡婦福祉法」を改正し、法第12条に都道府県等の自立促進計画策定についての規定が設けられました。

4 計画策定の方法

平成26年7月までに、ひとり親家庭等1,000世帯対象のニーズ調査アンケートを実施、調査結果分析、健康福祉審議会児童健康福祉専門分科会審議及びパブリックコメント等を経て、平成27年3月に計画策定予定です。

5 国の状況等

平成23年度全国母子世帯等調査結果

	母子世帯	父子世帯
世帯数（推計値）	1 2 3 . 8 万世帯	2 2 . 3 万世帯
ひとり親世帯になった理由	離婚 8 0 . 8 % 死別 7 . 5 %	離婚 7 4 . 3 % 死別 1 6 . 8 %
就業状況	8 0 . 6 %	9 1 . 3 %
正規の職員・従業員	3 9 . 4 %	6 7 . 2 %
自営業	2 . 6 %	1 5 . 6 %
パート・アルバイト等	4 7 . 4 %	8 . 0 %
平均年間収入 （母又は父自身の収入）	2 2 3 万円	3 8 0 万円
平均年間就労収入 （母又は父自身の就労収入）	1 8 1 万円	3 6 0 万円
平均年間収入 （同居親族を含む世帯全員の収入）	2 9 1 万円	4 5 5 万円

6 柏市の状況等

柏市のひとり親家庭数は、平成22年国勢調査によると母子家庭2,184世帯、父子家庭430世帯となっています。ただし、この世帯数は、他の世帯員との同居も含めた数字です。

また、児童扶養手当の現在受給資格者から抽出した今回アンケート対象者数で見ると、母子家庭2,500世帯、父子家庭97世帯となっています。

7 国の施策等

社会保障審議会児童部会ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめの概要（平成25年8月）

ひとり親家庭の現状

- ひとり親家庭の平均所得は、一般子育て世帯の約4割。平均稼働所得は、一般子育て世帯の約3割。
- ひとり親家庭の母の約8割、父の約9割が就労。うち非正規が母で約5割(平均就労収入125万円)、父で約1割(同175万円)。
- 就労していないひとり親も、母の約9割。父の約8割が就労を希望しているが、就業できていない状況。
- 「子どもの貧困率」は、15.7%だが、「大人が一人」の「子どもがいる現役世帯」の相対的貧困率は、50.8%。
- ひとり親家庭は、子育てと生計を一人で担う不利を抱え、両立の困難、非正規雇用の増加等の影響から厳しい状況。

ひとり親家庭への支援施策については、平成22年の児童扶養手当法改正で父子家庭にも対象が拡大されました。

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が平成24年成立し、ひとり親家庭の就業支援充実が求められています。

また、平成26年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、ひとり親家庭の子どもの貧困率の高さ等が指摘される中、ひとり親家庭への各種支援施策の強化が求められているところ です。

次ページ

ひとり親支援施策体系

子どもの貧困対策推進法概要

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化。
- 具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。

母子家庭及び寡婦自立促進計画（地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定）



子育て・生活支援

- 母子自立支援員による相談支援
- ヘルパー派遣等による子育て・生活支援
- 保育所の優先入所
- 学習ボランティア派遣等による子どもへの支援
- 母子生活支援施設の機能拡充 など



就業支援

- 母子自立支援プログラムの策定等、ハローワーク等との連携によるきめ細かな就職支援の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給 など



養育費確保支援

- 養育費相談支援センター事業の推進
- 母子家庭等就業・自立支援センター等における養育費相談の推進
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布 など



経済的支援

- 児童扶養手当の支給
- 母子寡婦福祉資金の貸付 など

子どもの貧困対策の推進に関する法律について (平成25年法律第64号)

現状・背景

- 子どもの貧困率
18歳未満の子どもで 15.7% (2010年OECD加盟34カ国中25位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- ひとり親世帯での貧困率 50.8% (2010年OECD加盟34カ国中33位)
(2009年厚労省データ) (OECD(2014)データ) ※日本の数値は2009年
- 生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率 89.9% (全体 98.4%)
(2013年厚労省/文科省データ)
- 世代を超えた「貧困の連鎖」

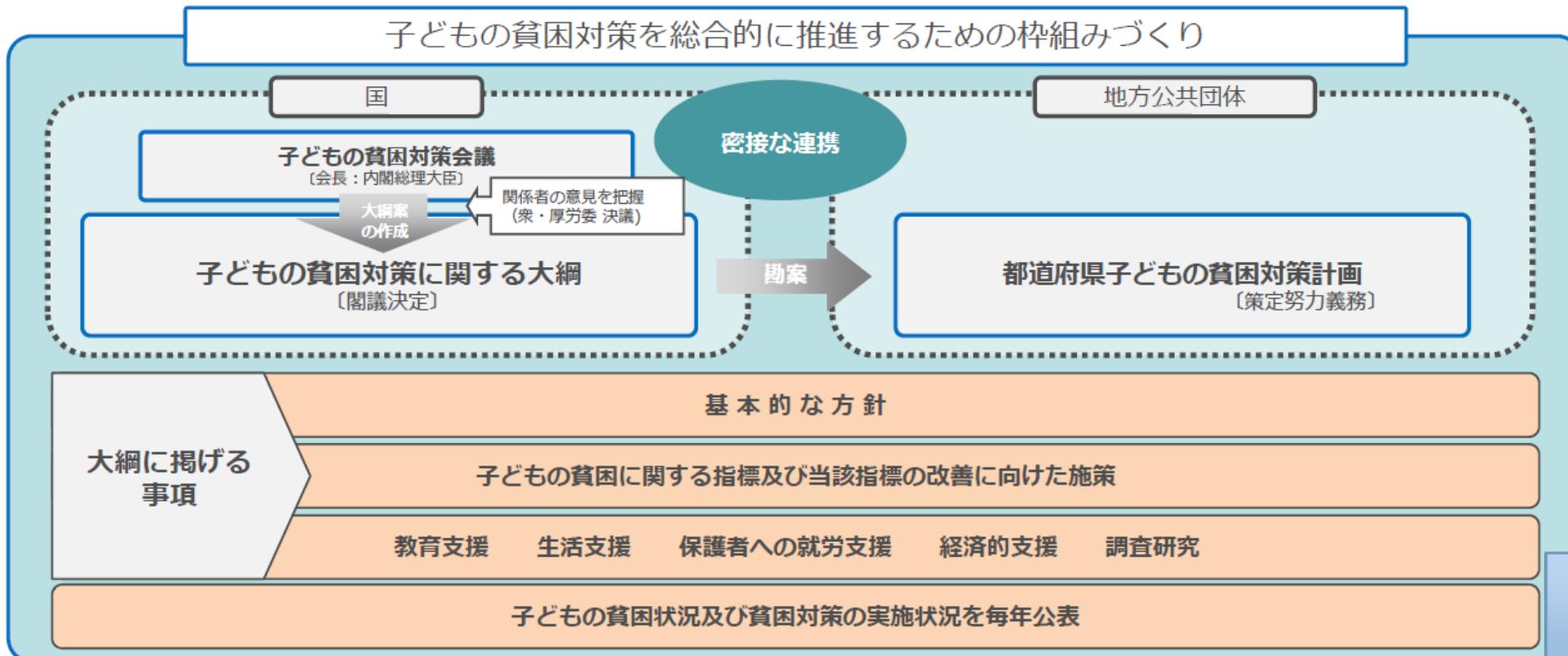
目的・基本理念

この法律は、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする。

■ 子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として推進されなければならない。

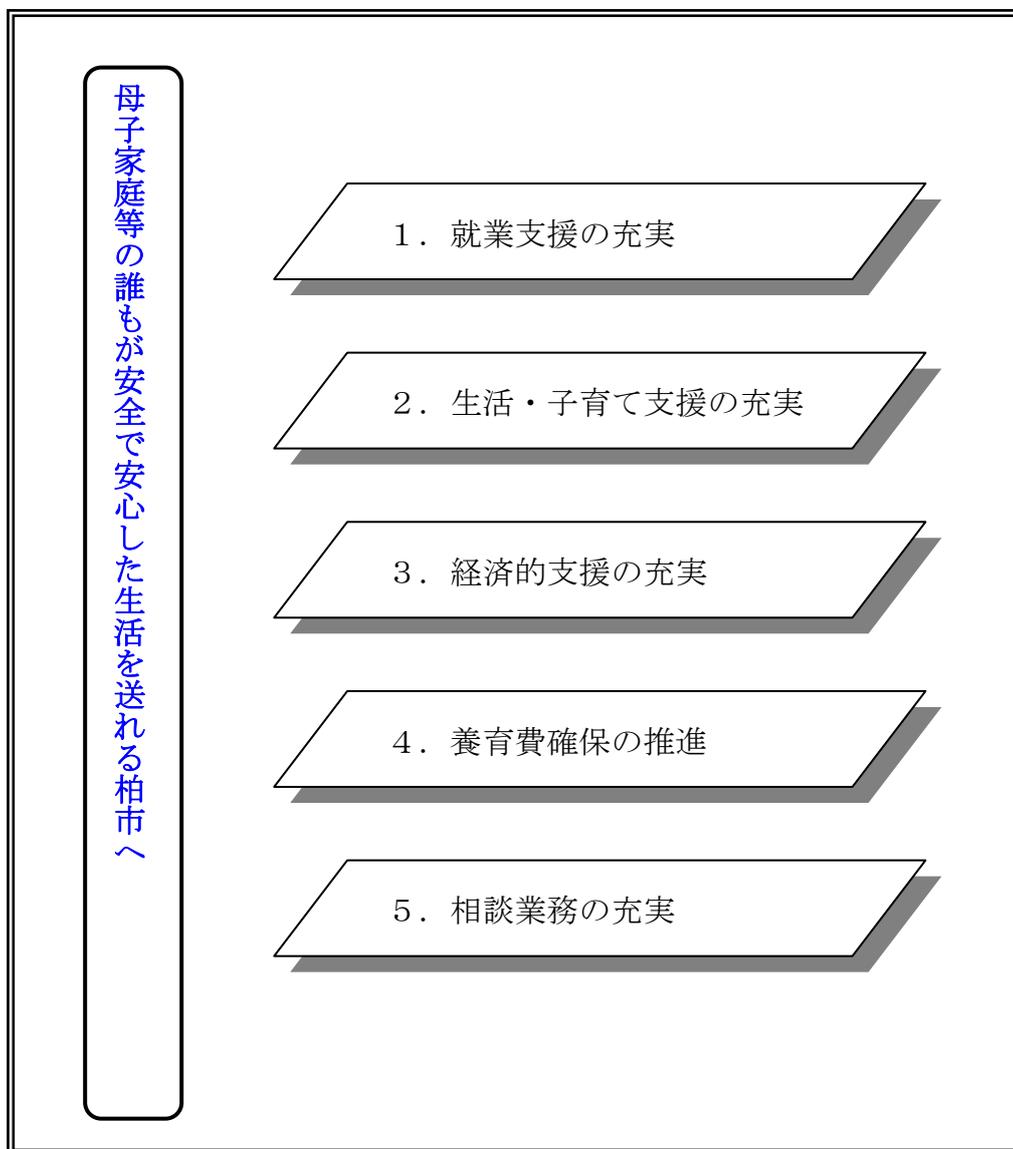
■ 子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、総合的な取組として行われなければならない。

子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり



第1期「柏市母子家庭等自立促進計画」の実施状況及び評価

第1期計画においては、下記の5つの体系を策定しました。



5つの体系を基本に、ひとり親家庭等のそれぞれのニーズにつながるよう事業を組み合わせながら各種施策を具体的に推進しました。

各施策（事業）の実施状況及び評価は次ページ以降です。

1 就業支援

ひとり家庭等が、自立し十分な収入を得、安定した生活を営めることを目指し、職業能力育成のための講習会やセミナーの実施、資格取得のための教育訓練給付金支給、プログラム策定による就労相談事業等の支援を実施しました。

ア. 就業支援講習会等（就業・自立支援）

就業・転職等を希望する母子家庭の母親を対象に、就業に繋がる講習会等を実施
(受講人数)

内 容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
パソコン講習会	62 (うち修了者45)	51 (うち修了者39)	32 (うち修了者20)	
介護職員初任者研修 (旧ホームヘルパー2級)				11 (受講者全員修了)

※父子家庭についても平成25年度から対象

イ. 就業支援セミナー（就業・自立支援）

(受講人数)

内 容	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
母子家庭の母親を対象に、履歴書等の書き方、面接のマナーなど就職・離転職に向けたセミナーを開催	4	0	0	9

ウ. 自立支援教育訓練給付金（母子家庭等自立支援給付金）

（平成25年8月ひとり親等就業資格等助成と統合※）

市が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に給付金を支給

市単独事業であった，ひとり親等就業資格等取得助成事業と統合し，補助率20%を50%に，上限額を10万円から20万円に引き上げ。

平成22年度	1件	18,050円	ホームヘルパー2級
平成23年度	1件	7,600円	調剤薬局事務
平成24年度	0件	—	—
平成25年度	0件	—	—

※父子家庭についても平成25年度から対象

※平成23年の第3回柏市版事業仕分けにおいて，「市改善（維持）」と最終判断がされ，国の基準に合わせて，市制度も一体的に統合し支援していく方針が決定された

エ. 高等技能訓練促進費（母子家庭等自立支援給付金）

看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士の資格を取得するため2年以上養成期間で修業する場合に，修業期間中の上限2年間について，訓練促進費を支給。

平成22年度	28件	33,064,500円	看護師16, 准看護師5, 保育士6 介護福祉士1
	当該年度修了者就業状況		看護師4, 准看護師1
平成23年度	44件	55,483,500円	看護師19, 准看護師13, 保育士10 介護福祉士1, 理学療法士1
	当該年度修了者就業状況		看護師3, 准看護師3
平成24年度	37件	50,347,500円	看護師20, 准看護師7, 保育士7 介護福祉士2, 理学療法士1
	当該年度修了者就業状況		看護師7, 准看護師3, 保育士1
平成25年度	31件	35,943,500円	看護師14, 准看護師10, 保育士5 介護福祉士1, 理学療法士1
	当該年度修了者就業状況		看護師5, 准看護師2, 保育士1 介護福祉士1

オ. ひとり親等就業資格等取得助成金

(平成25年8月自立支援教育訓練給付金に統合)

ひとり親家庭の母若しくは父等が就業を目的に市が定める資格を取得した場合、その資格の取得に関する経費の2分の1を助成。

※()はアンケート回答記入者で、就労条件が改善した数

平成22年度	10件	707,000円	ホームヘルパー3(1), 医療事務2(1), その他5
平成23年度	11件	803,000円	ホームヘルパー4, 看護師1, 医療事務3(2), その他3(保育士1, 情報通信1)
平成24年度	9件	523,000円	ホームヘルパー5, その他4(歯科衛生士1, パソコン1)
平成25年度	4件	362,000円	ホームヘルパー3, その他1

※その他の資格：MOS(マイクロソフトオフィススペシャリスト), 介護支援専門員, 歯科衛生士, 管理栄養士, 社会福祉士, 美容師, 保険請求事務技能検定等

カ. 自立支援プログラム(就業機会創出支援)

内 容		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
就職, 転職, 就労に対する不安等を母子自立支援員が相談に応じ, 個々に対応した助言や支援制度紹介, ハローワーク求職相談同行等の支援		18件	20件	22件	14件
※その後のアフターフォロー等で就職が確認できたもの	正社員	3	5	3	1
	派遣社員		1	1	
	パート等	4	5	5	6

【評価】（１）就業支援の推進

ひとり親家庭等が経済的に自立した生活を送るためには、収入面で安定した仕事に就くことが重要です。

講習会事業として従前はパソコン講習会を実施していましたが、より就業につながりやすい講座として、平成25年度から介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）を実施しており、少子高齢化社会でニーズにあった内容の講習会事業を今後とも検討していきます。

資格取得を支援する事業である高等技能訓練促進費事業は、支給額、支給期間の厚さや、自立に役立つ資格を取得できることなどから多くの受給者の利用があり、ひとり親家庭等の就業に関して、一定の成果があったと考えられます。しかしながら、自立支援教育訓練給付金制度は利用者がほとんど無く、より広報宣伝など周知に工夫が必要と思われます。

また、就業支援セミナーでは周知方法を見直した結果、受講人数増加となり、県とも連携を図り、より一層の支援策の周知、充実を図っていく必要があります。

2 生活・子育て支援

ひとり親家庭では、子どもを持つために就労が困難な場合があります。学校放課後に安心して預けることができるこどもルームなど、ひとり親家庭の母または父が安心して働くことができる環境づくりなど子育て支援を実施しました。また、子どもの社会性を育むためにも子どもの居場所づくりの確保に努めました。

ア. 保育園の優先入所

就学前の子どもがいるため、就労の機会を逃しているひとり親家庭の子どもへの保育園への優先的入所。

イ. 子どもの居場所（こどもルーム等）

就学児童の放課後の安全や子どもの社会性を育むため、こどもルーム、放課後子ども教室、児童センター、ファミリー・サポート・センター事業など

子どもの居場所の確保。

(こどもルーム設置数, 児童数)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
36か所 1,992人	37か所 1,957人	38か所 1,917人	39か所 2,102人

ウ. 公営住宅の優先入居

配偶者のない母子、父子世帯で20歳未満の子を扶養しているかたに入居抽選での優遇措置を実施。

エ. 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の世帯で、病気・事故・冠婚葬祭などやむを得ない事情により、一時的に生活の支援が必要なときに、生活支援員を派遣する。(実施検討)

【評価】(2) 生活・子育て支援

ひとり親家庭等が、就業と子育てとの両立を図り、安心して生活を送るためには、生活面における支援を行うことが必要です。

そのためには保育所の優先入所や預かり保育の充実など、待機児童解消アクションプラン策定による各種施策と合わせ、保育環境の充実に努めました。

さらに、一時的に育児等の支援を必要とするひとり親家庭等に対し、病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業等を実施し、個別状況に応じた利用ができるよう子育て支援策を実施しました。

今後も、このような各種支援策の必要性は高まる見通しであるため、引き続き、ひとり親家庭等のニーズに対応した各種支援の提供に努めていく必要があります。

3 経済的支援

ひとり親家庭の経済的自立のためには、就業し自立に十分な収入を得ることが最良ではあるが、様々な事情により十分な収入を得られず、生活に困窮する家庭等について、経済的支援を実施しました。

ア. 母子寡婦福祉資金の貸付

母子及び寡婦家庭において、子どもの修学及び就学支度や母親の技能習得・就職など資金が必要なときに、無利子または低利での各種資金貸付。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
38件	50件	41件	31件
19,116千円	26,013千円	21,630千円	19,338千円

イ. 児童扶養手当

18歳以下の子どもを養育（監護）している母子家庭の母親に対して、手当を扶助。※父子家庭は、平成22年8月から対象、()内表記。

(対象者数は4月現在。全部停止者含む)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
2,482人	2,573人	2,639人	2,697人
928,913千円	986,038千円	1,019,905千円	1,039,640千円
(66人)	(82人)	(102人)	(111人)
(6,210千円)	(22,132千円)	(24,431千円)	(29,226千円)

ウ. 遺児等養育手当

父母または父若しくは母と死別した義務教育までの子どもと同居し、養育しているかたに、養育手当を扶助。

平成22年度	158世帯	223人	21,732,500円
平成23年度	170世帯	237人	22,908,500円
平成24年度	165世帯	220人	21,618,000円
平成25年度	153世帯	202人	19,503,000円

※人数：児童数

エ. ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の患者負担金を支給。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
32,788件	31,839件	30,970件	22,177件
80,059,655円	78,671,795円	75,348,650円	56,324,235円

※平成23年の第3回柏市版事業仕分けにおいて、「市改善（抜本的見直し）」で、県基準に合わせた所得制限額と自己負担額の見直しの最終方針が示され、平成24年8月規則改正により、所得制限額及び養育者の自己負担額を1件あたり1,000円へ制度改正実施

オ. ファミリー・サポート・センター利用料助成

小学6年生までの児童を預かる「かしわファミリー・サポート・センター」の利用者でひとり親または養育者のかたの経済的負担を軽減するため、利用料金の半額を助成。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
53世帯	31世帯	62世帯	94世帯
666,640円	404,880円	365,150円	704,860円

カ. 父子家庭に対する支援

父子家庭に対する支援については、窓口業務等を通じ、どのような支援ニーズがあるか、また、父子家庭の実情把握に努め、今後の効果的な施策に繋げられることも想定しながら相談業務を実施。

【評価】（3）経済的支援

相対的に所得水準で低いひとり親家庭等の経済的支援のため、母子・寡婦福祉資金貸付制度や児童扶養手当の適正な支給及びきめ細やかな情報提供の実施に取り組んでいます。

母子・寡婦福祉資金貸付金については、貸付件数の増減はありますが、毎年2千万円程度の貸付額があり、貧困の連鎖防止対策の観点からも、児童の就学資金など、ひとり親家庭の経済的支援を図る制度として重要な役割を担っていることから、引き続き、適正な貸付業務を行っていく必要があります。なお、県事業引継ぎ前から存在している滞納による債権については、公平性の観点からも積極的に回収に努めていく必

要があります。

児童扶養手当については、受給者数、給付額ともに増加傾向であり、ひとり親家庭の自立促進と生活の安定を図るためにも、引き続き、国の制度改正も注視しつつ、適正に給付事業を行っていく必要があります。

また、母子自立支援員の父子家庭対象拡大など父子家庭に対する支援施策の啓発等にも努めていく必要があります。

4 養育費確保

ひとり親家庭等の子どもが養育費を受け取れるよう、養育費についての取り決めの促進、養育費支払についての社会的意識の醸成、相談や情報提供など養育費確保への支援を行ないます。

ア. 離婚前の相談等・情報提供

離別したひとり親が同居している子どものために、養育費を受け取れるよう法テラス等を紹介するとともに、離婚前の相談においても、養育費の取得についての助言等を進めた。(母子自立支援員：養育費に関する相談)

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
67件	151件	134件	149件

【評価】(4) 養育費の確保

養育費確保の支援については、母子自立支援員が、関係機関（法テラス等）と連携を図り、その相談、手続き等のきめ細やかな案内等に対応しています。また、国や養育費相談支援センターが実施する養育費相談に関する研修会に母子自立支援員が参加し、最新の事例研究や対策等を学び、その資質向上に努めています。

現状では、養育費を受け取っていないひとり親家庭が多数であることに對し、経済的自立と児童の健やかな成長のため、母子家庭の母が養育費をその父親等から確保することが重要で、引き続き支援施策を行っていく必要があります。

5 相談業務

母子家庭等の抱える様々な悩みや不安に、プライバシーに配慮したきめ細やかな相談を実施しました。

ア. 母子自立支援員等による相談

母子自立支援員が母子家庭の母親の抱える様々な悩みや不安を取り除くよう相談を受け、また、就労や各種制度の説明などの支援の案内を実施。

平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1, 337件	2, 092件	1, 894件	2, 130件

イ. 情報提供の充実

各種制度の紹介や改正点などを窓口でのきめ細やかな説明、ホームページや広報、パンフレット等を使って情報提供の充実に図りました。

【評価】(5) 相談業務

近年の離婚世帯増加、DV等社会環境の影響からも、ひとり親に関する相談件数は増加傾向にあります。多くの相談に適切に対応するため、平成25年度に母子自立支援員を1名増員（計3名）し、相談体制の充実に努めています。

引き続き、就業相談、DV相談、離婚相談等について、各ケースの課題を正確に把握・整理し、適切な支援メニューにつなげるよう、また、父子家庭にも経済的困難は高まっており、父子家庭への支援推進、施策の周知徹底を図っていく必要があります。

市子育てサイト「はぐはぐ柏」のスマートフォン化対応など多様な媒体を使い、支援施策の周知、相談体制の強化に努めていく必要があります。